

■用語の説明（主な用語の解説）

■耐震診断

耐震診断は、新耐震基準施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものです。診断の結果はIs値等の数値で示され、構造耐震指標（Is値）が0.6未満の場合は、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性がある」（平成18年国土交通省告示第184号）とされています。第1次診断、第2次診断、第3次診断等があります。

■新耐震基準

昭和56年の建築基準法（施行令）の改正により、現行の新耐震基準が施行されました。新耐震基準の建物は震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっています。昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されています。

■Is値

Is値（構造耐震指標）とは耐震診断により、建物の耐震性能を示す指標で、Is値0.6以上で耐震性能を満たすとされていますが、文部科学省では学校の耐震強度はIs値0.7以上を保つよう求めています。

- Is値0.3未満：大規模な地震により倒壊や崩壊の危険性が高い建物です。
- Is値0.3以上0.6未満：大規模な地震により倒壊や崩壊の危険性がある建物です。
- Is値0.6以上：大規模な地震に対して倒壊や崩壊の危険性が低い建物です。
- 文部科学省の構造耐震指標（Is値）は0.7以上を求めています。
- 国土交通省の構造耐震指標（Is値）は0.6以上を求めています。